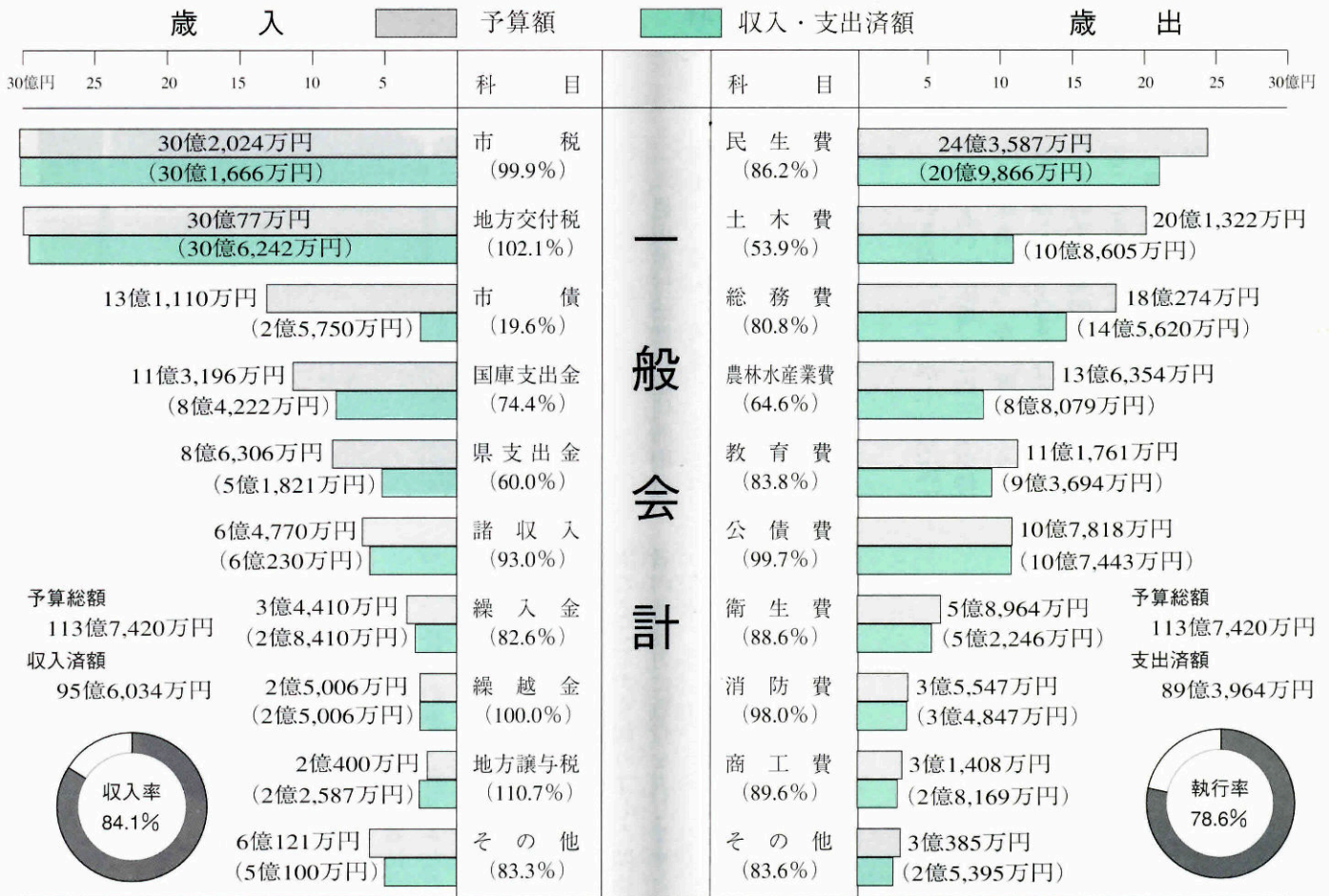


平成9年3月31日現在における財政状況を公表します。同日現在における予算総額は、一般会計、特別会計を合わせ187億4,757万円で、各会計の予算執行の状況は次のとおりです。

# 予算はこのように使われています



注 前年度からの繰越分1億4,257万円を含む。

(単位：万円)

## 特別会計

会 計 名	予 算 額	収 入 済 額	収 入 率 %	支 出 済 額	執 行 率 %
国民健康保険事業会計	195,529	165,116	84.4	164,446	84.1
公共下水道事業会計	119,283	42,586	35.7	91,826	77.0
湯本温泉事業会計	8,437	6,930	82.1	6,611	78.4
同和地区住宅新築等資金貸付事業会計	247	151	61.1	247	100.0
老人保健事業会計	312,229	267,168	85.6	277,296	88.8
漁業集落環境整備事業会計	42,659	12,976	30.4	20,870	48.9
農業集落排水事業会計	58,953	28,984	49.2	10,781	18.3

注 公共下水道事業会計においては、前年度からの繰越分7,920万円を含む。  
 漁業集落環境整備事業会計においては、前年度からの繰越分6,700万円を含む。  
 農業集落排水事業会計においては、前年度からの繰越分2億1,317万円を含む。

この地方消費税の2分の1に相当する額については、地方消費税交付金として都道府県から市町村に交付されます。

### 地方消費税交付金

本年4月から消費税の税率が3%から5%に引き上げられました。そのうちの1%分は、地方消費税(都道府県の税)として、新たに創設された税です。

地方消費税は、活力ある豊かな福祉社会の実現等の観点から、地方公共団体の財源を安定的に確保するために、従来の消費譲与税にかえて導入されたものです。

なお、特別地方消費税は、地方消費税の創設等に伴い、平成12年3月末で廃止されます。

### 一口メモ

#### 特別地方消費税交付金

特別地方消費税は料理店、旅館等での遊興飲食等の料金が一定以上の場合に、その料金の3%の税率で都道府県が課税するもので、その収入額の2分の1(平成8年度までは5分の1)に相当する額が、特別地方消費税交付金として都道府県から市町村に交付されます。